



市議会報告

来年度の国保税 一世帯あたり約5,500円減 一人あたり約4,000円減へ

1月20日開催の市議会文教厚生委員会協議会で市が 来年の国保税率の考え方を示す

1月20日に市議会文教厚生委員会協議会が開催され「会津若松市国民健康保険税条例の一部改正に係る諮問について」の報告が国保年金課から行われ、令和8年度の国民健康保険税率について、市当局の考え方を示されました。国保税の被保険者負担額については市民の関心が高いだけでなく、「子ども・子育て支援金制度」が導入されて、令和8年度から新たにその納付金も盛り込まれるということもありますので、その概要についてだけではありますが報告いたします。

14,957世帯(前年比▲396世帯)、21,922人(同▲985人)が加入

市民のいのちと健康守る大事な医療保険制度

国民健康保険は、福島県と会津若松市が保険者となって、自営業者やフリーター、年金生活者(74歳以下)や無職の方などが加入する医療保険で、職場等の健康保険(社会保険)などに加入していない方はすべて加入しなければならない大事な保険制度ですが、会津若松市では令和6年度の平均で14,957世帯、21,922人が加入しています。



その運営については、国民健康保険制度に係る医療やサービス等で必要な財源を、加入している被保険者(世帯)の納める保険料と国や自治体の公費で賄う仕組みになっています。

社会保険などの被用者保険は雇い主との折半で負担する保険料は、国民健康保険の場合は全部自己負担となるため、その負担は市民に重くのし掛かってきて「国保税を引き下げてほしい…」と願っている市民は多くいらっしゃいます。

1月20日に開催された文教厚生委員会協議会では、その保険税が令和8年度はどのようになるのかについて、市当局の考え方を示されました。

こどもと子育て世代支援の拡充の財源として、各医療保険から「支援納付金」を徴収することになる

こども未来戦略「加速化プラン」の取組が始まっています

こどもと子育て世代に対する支援を強化する取組として政府は、こども未来戦略「加速化プラン」を掲げ、その取組がすでに始まっています。

この取組で政府が掲げているのは、○若い世代の所得を増やす、○社会全体の構造や意識を変える、○全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する…という基本的考え方にもとづいて、こどもと子育て政策を抜本的に強化することで、具体的には次のような取組が行われています(主な取組の概要)。

【児童手当の拡充】=所得制限を撤廃、高校生年代まで延長、第3子以降は3万円に増額

【妊娠・出産時からの支援強化】=出産・子育て応援交付金(10万円相当)と伴走型支援の強化

【出産時の経済負担の軽減】=出産育児一時金を42万円から50万円に引き上げ、出産費用の保険適用を検討していく

【「こども誰でも通園制度」の創設】=保育所に入っていないこどもを、月の一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みを創設

【育児休暇をとりやすい職場環境の充実】=育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設するなどして、男性の育児休暇の取得環境を整えていく

その他、高等教育費の支援拡充や貧困、虐待防止の取組も…

これらの「加速化プラン」施策の財源として、政府は令和10年までに約3兆6,000億円が必要になるとして、それを国民健康保険など各医療保険に新たに「支援納付金」として負担させるとして、その負担が令和8年度から盛り込まれることになっています。

一世帯あたり約5,500円減 一人あたり約4,000円減

—— 市が示した令和8年度の国保税額

1月20日の文教厚生委員会協議会で国保年金課は、県から示される「国民健康保険事業費税納付金」を基に、あわせて県から示される標準保険税率を参考にしながら、本市の保険者数、医療費動向、年度間負担の平準化を勘案しながら、現下の社会経済状況を配慮すると、新たに盛り込まれる「こども・子育て支援納付金」分を医療分で調整減額したいと考え、結果として一世帯あたり約5,500円、一人あたり約4,000円の減額をしたいと考えていることが報告されました。

なお、その時示された令和8年度の国保税改定案の内訳は下記のとおりとなっています。

令和8年度の保険税率

区分	現行税率	改定税率	比較	備考
①基礎課税分(医療分)	所得割	7.2%	6.2%	▲1.0%
	均等割	20,600円	19,300円	▲1,300円
	平等割	21,400円	20,000円	▲1,400円
②後期高齢者支援金分	所得割	2.6%	2.6%	-
	均等割	7,200円	7,200円	-
	平等割	6,800円	6,800円	-
③介護納付金分(40~64歳)	所得割	2.1%	2.1%	-
	均等割	8,200円	8,200円	-
	平等割	6,000円	6,000円	-
④子ども・子育て支援納付金分(18~74歳)	所得割	-	0.28%	0.28%
	均等割	-	1,300円	+1,300円
	平等割	-	800円	+800円
合計(①+②+④)	所得割	9.8%	9.08%	▲0.72%
	均等割	27,800円	27,800円	-
	平等割	28,200円	27,600円	▲600円
合計(①~④)	所得割	11.9%	11.18%	▲0.72%
	均等割	36,000円	36,000円	-
	平等割	34,200円	33,600円	▲600円
調定額	1,912,306千円	1,834,734千円	▲77,572千円	

※ 令和7年11月時点の被保険者データで推計。

○ 令和8年度の標準保険税率(仮算定)と改定税率の比較

区分	標準保険税率	改定税率	比較
合計(①~④)	所得割	10.81%	11.18% +0.37%
	均等割	49,661円	36,000円 ▲13,661円
	平等割	30,636円	33,600円 +2,964円

※ 国民健康保険事業費納付金(仮算定) 2,553,442千円

市議会2月定例会議に国保条例改定案として提案される

文教厚生委員会で慎重に審査されることになります。この国保税改定案は、結果として令和7年度に比べて減額になっていますが、令和11年度に予定されている県の国保税率統一化に向けて今後の国保税負担がどうなるのか、こども未来戦略「加速化プラン」に基づくこども子育て支援金制度の負担のあり方など、慎重に審査しなければならないことがあります。

2月会議に提案されたら、文教厚生委員会のなかで詳しく審査していきたいと考えています。